

(請求人様)

名古屋市監査委員	ふじた	和	秀
同	中	村	満
同	鈴	木	邦 尚
同	橋	本	博 孔

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 27 年 11 月 10 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、平成 26 年度に実施した市民税 5%減税の導入に伴う経済的影響等の調査委託について、内容の信憑性が乏しく、欠落している情報があるため必要としている仕様を満たしていないことをもって対価の支払いが違法な支出であるとし、損失を補填する為の措置を講ずることを求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していないとされている。

本件住民監査請求において、請求人は、平成 26 年度に実施された市民税 5%減税の導入に伴う経済的影響等の調査委託の報告書（「市民税 5%減税に伴う経済的影響等についての分析（関連統計の確認と名古屋市計量モデルによる分析）分析結果」）の内容の信憑性が乏しく欠落している情報があるため必要としている仕様を満たしていないと主張している。しかしながら、請求人の主張は、当該報告書の内容について、平成 21 年 12 月に作成された「市民税 10%減税の導入に伴う経済的影響等について（名古屋市マクロ計量モデルに基づくシミュレーション分析）試算結果」と比較し、分析手法が違うため正確な市民税 5%減税の検証が行えていないという請求人の意見を述べているにすぎず、財務会計上の行為である調査委託に係る対価の支出自体の違法性又は不当性を摘示しているとはいえない。

よって、本件は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

（監査事務局特別監査室）